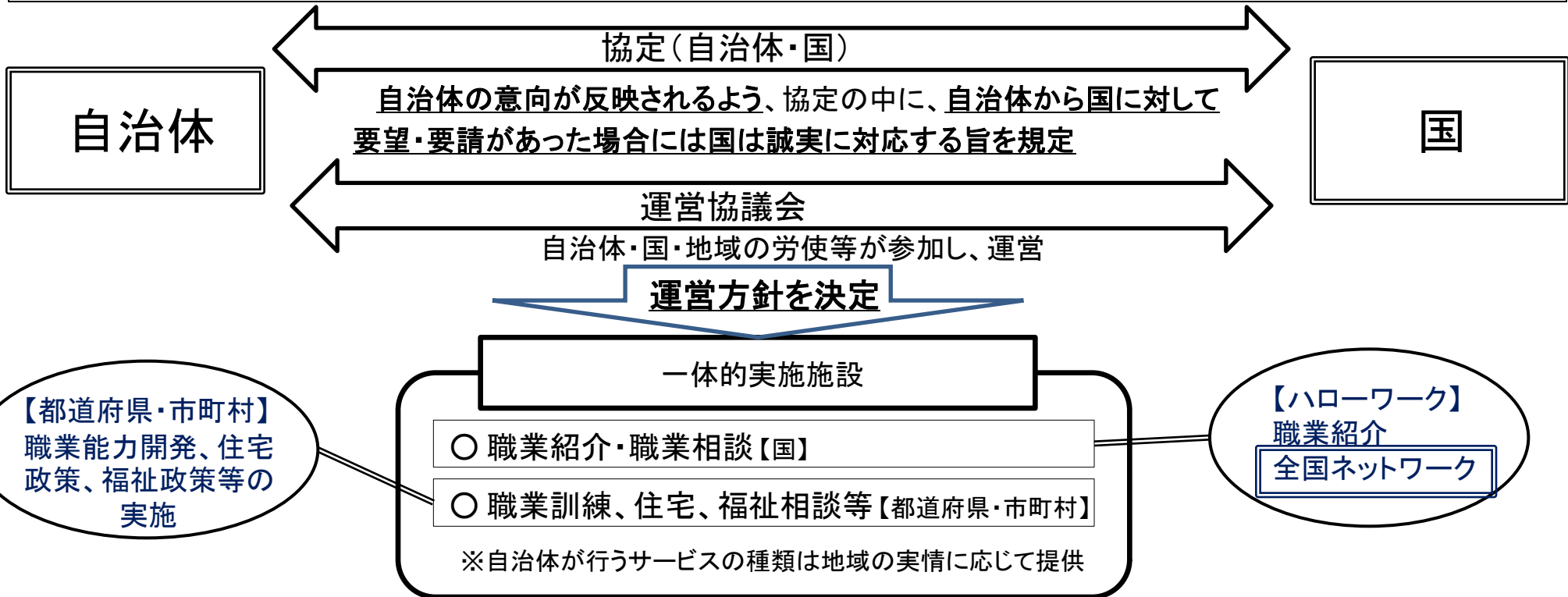


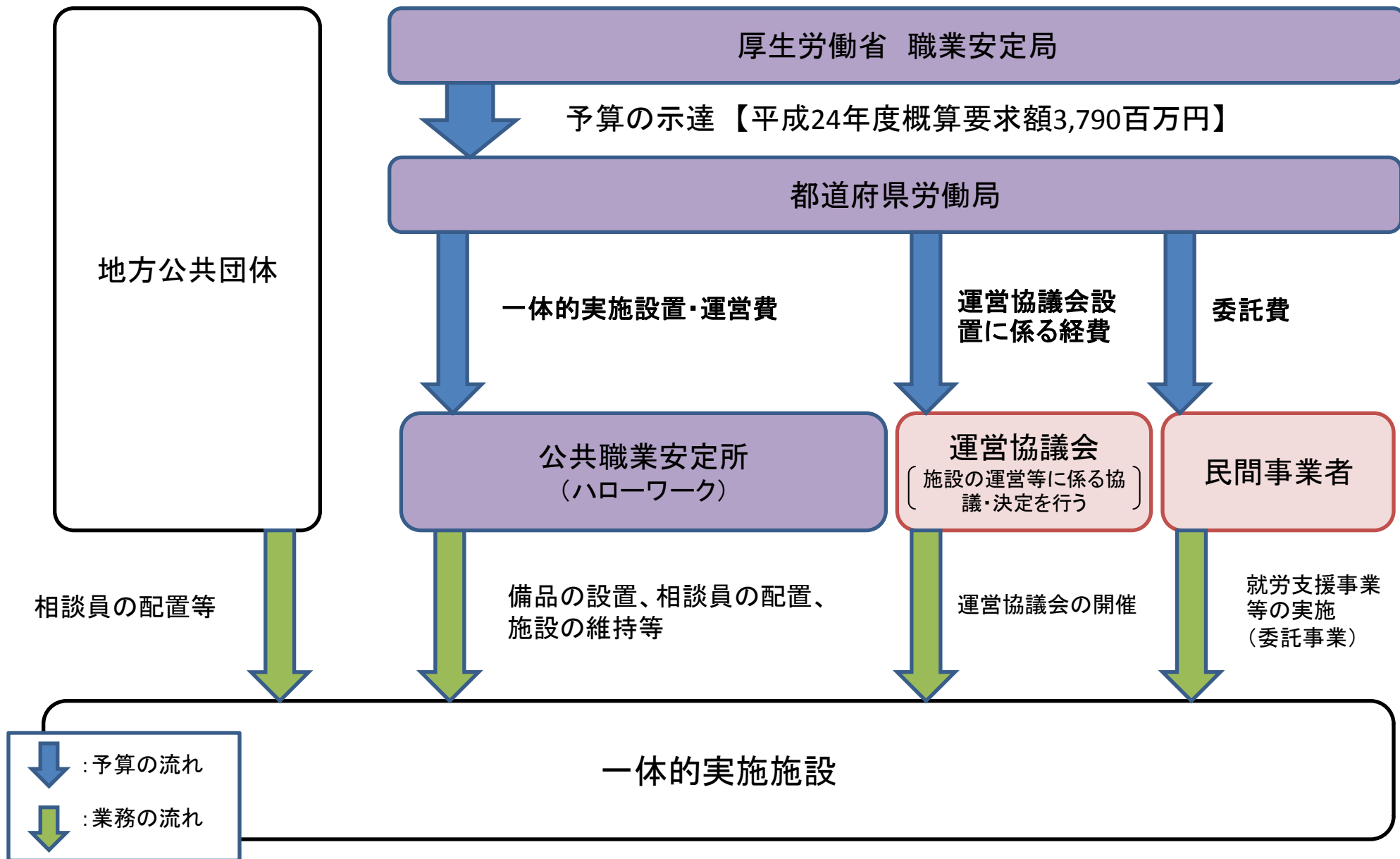
一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

「一体的実施事業運営費」の流れ



「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）

【関連部分抜粋】

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。